

## V 参 考 资 料

# 1. 法規関係

## 1 大学共同利用機関組織運営規則 (抄)

### 大学共同利用機関組織運営規則

昭和52年4月18日  
文部省令第12号  
最終改正 平成9年3月31日 文部省令第17号

#### 第1章 総則

(機関の長等)

**第1条** 大学共同利用機関(以下「機関」という。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員を置く。

- (1) 岡崎国立共同研究機構及び高エネルギー加速器研究機構 機構長
  - (2) 国立極地研究所、宇宙科学研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所、国際日本文化研究センター、核融合科学研究所、岡崎国立共同研究機構に置かれる分子科学研究所、基礎生物学研究所及び生理学研究所、高エネルギー加速器研究機構に置かれる素粒子原子核研究所及び物質構造科学研究所、学術情報センター並びにメディア教育開発センター 所長
  - (3) 国文学研究資料館、国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館 館長
  - (4) 国立天文台 台長
- 2 機構長は、それぞれ岡崎国立共同研究機構又は高エネルギー加速器研究機構の業務を掌理する。
- 3 所長、館長又は台長は、それぞれ所務、館務又は台務を掌理する。

(職員の種類)

**第2条** 前条に掲げるもののほか、機関に次の職員を置く。

- (1) 教授
  - (2) 助教授
  - (3) 助手
  - (4) 事務職員
  - (5) 技術職員
- 2 機関に、前項に掲げるもののほか、講師(非常勤の者に限る。以下同じ。)を置くことができる。
- 3 教授は、研究に従事し、及び国立大学その他の大学の大学院における教育に協力するための学生の研究指導(以下「研究指導」という。)を行う。

- 4 助教授は、教授の職務を助ける。
- 5 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- 6 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。
- 7 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。
- 8 技術職員は、技術に関する職務に従事する。(外国人研究員)

**第3条** 機関の長は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第7項に規定する勤務の契約により、外国人を研究に従事させることができる。

- 2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

(評議員会)

**第4条** 機関(岡崎国立共同研究機構及び高エネルギー加速器研究機構(以下本章において「機構」という。))に置かれる研究所を含む。以下この条において同じ。)に、それぞれ評議員会を置く。

- 2 評議員会は、それぞれ当該機関の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言する。
- 3 評議員会は、評議員20人以内(機構にあつては、15人以内とする。)で組織し、評議員は、左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。
  - (1) 国立大学の学長
  - (2) 公立又は私立の大学の学長
  - (3) その他学識経験のある者

4 前項の規定にかかわらず、岡崎国立共同研究機構の評議員は、岡崎国立研究機構に置かれる各研究所の評議員のうちから、高エネルギー加速器研究機構の評議員は、高エネルギー加速器研究機構に置かれる各研究所の評議員及び同項各号に掲げる者のうちから、それぞれ文部大臣が任命する。

5 評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 評議員は、非常勤とする。

7 評議員会の運営に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(運営協議員会)

**第5条** 機関(岡崎国立共同研究機構にあつて

は、岡崎国立共同研究機構に置かれる研究所とし、高エネルギー加速器研究機構にあつては、高エネルギー加速器研究機構に置かれる研究所を含む以下この条において同じ。)に、それぞれ運営協議員会を置く。

2 運営協議員会は、それぞれ当該機関の共同研究計画に関する事項(国立極地研究所にあつては、極地観測の実施とする。)その他の機関の運営に関する重要事項で当該機関の長が必要と認めるものについて、当該機関の長の諮問に応じる。

3 運営協議員会は、運営協議員21人以内で組織し、運営協議員は、当該機関の職員及び当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事する左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

- (1) 国立大学の教員
- (2) 公立又は私立の大学の教員
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

4 前項の規定にかかわらず、高エネルギー加速器研究機構の運営協議員は、高エネルギー加速器研究機構に置かれる各研究所の運営協議員、高エネルギー加速器研究機構の職員及び高エネルギー加速器研究機構の目的たる研究と同一の研究に従事する同項各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

5 運営協議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の運営協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営協議員は、非常勤とする。

7 運営協議員会の運営に関し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

(客員教授等)

第6条 機関の長は、常時勤務の者以外の職員で当該機関の研究に従事する者又は第3条第1項の規定により研究に従事する外国人のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員助教授を称せしめることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

(名誉教授)

第7条 機関は、当該機関に機関の長(機構に置かれる研究所の長を含む)、教授又は助教授として勤務した者であつて、当該機関の目的達成上特に功績のあつた者に対し、当該機関の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

(寄附研究部門)

第8条 機関(機構に置かれる研究所を含む)に、寄附研究部門を設けることができる。

2 寄附研究部門に係る経費は、国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)第17条の規定

により機関の長に経理を委任された金額をもつて支弁するものとする。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、別に文部大臣が定める。

## 第2章 国文学研究資料館

(企画調整官)

第9条 国文学研究資料館に企画調整官1人を置き、教授をもつて充てる。

2 企画調整官は、館長の命を受け、国文学研究資料館の事業計画その他の管理運営に関する事項について総括整理する。

(内部組織)

第10条 国文学研究資料館に、次の4部を置く。

- (1) 管理部
- (2) 文献資料部
- (3) 研究情報部
- (4) 整理閲覧部

2 前項に掲げるもののほか、国文学研究資料館に史料館を置く。

(管理部)

第11条 管理部においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。

3 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもつて充てる。

4 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

(文献資料部、研究情報部及び整理閲覧部)

第12条 文献資料部においては、国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行う(研究情報部、整理閲覧部及び史料館の所掌に属するものを除く)。

2 研究情報部においては、国文学に関する研究文献及び研究に必要な情報の調査研究及び収集を行う(史料館の所掌に属するものを除く)。

3 整理閲覧部においては、国文学に関する文献その他の資料の整理、保存及び閲覧を行い、並びにこれらに関し必要な調査研究を行う(史料館の所掌に属するものを除く)。

4 文献資料部、研究情報部及び整理閲覧部に、それぞれの所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。

5 文献資料部、研究情報部及び整理閲覧部並びに室に、それぞれ部長及び室長を置き、部長は教授をもつて、室長は教授、助教授又は事務職員をもつて充てる。

6 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理する。

7 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(史料館)

第13条 史料館においては、我が国の史料で主として近世のもの調査研究、収集、整理、保存及び閲覧を行う。

2 史料館に長を置き、教授をもつて充てる。

3 前項の長は、史料館の事務を掌理する。

4 史料館に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、室を置く。

5 室に室長を置き、教授又は助教授をもつて

充てる。

6 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

(各部及び史料館の連携)

第14条 各部及び史料館においては、国文学研究資料館の目的を効果的に達成するため、相互に緊密に連携し、館務の一体的な処理に当たるものとする。

### 附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

(2) 国文学研究資料館組織運営規則(昭和47年文部省令第25号)

## 2 大学共同利用機関の内部組織に関する訓令(抄)

大学共同利用機関の内部組織に関する訓令

昭和52年4月18日

文部省訓令第8号

最終改正 平成9年3月31日 文部省訓令第7号

(管理部等に置かれる部、課及び室)

第1条 大学共同利用機関(以下「機関」という。)の管理部等に置かれる部、課及び室は、次の表に掲げるとおりとする。

機関の名称	部等の名称	課又は室の名称
国文学研究資料館	管理部	庶務課 会計課
	文献資料部	第一文献資料室 第二文献資料室 第三文献資料室 第四文献資料室 第五文献資料室 国際研究室
	研究情報部	情報資料室 情報分析室 データベース室 情報処理室 情報メディア室 研究開発室
	整理閲覧部	情報サービス室 参考室
	史料館	第一史料室 第二史料室 第三史料室 史料管理研究室 情報閲覧室

備考 国文学研究資料館文献資料部第五文献資料室及び研究情報部研究開発室並びに史料館史料管理研究室は、客員研究室とし、当該研究室の教授又は助教授は、国文学研究資料館の目的たる研究と同一研究に従事する者のうちから任命する。

2 前項に規定する部(管理局に置かれる部に限る。)、課及び室の所掌事務に関してはその機関の長が定め、文部大臣に報告しなければならない。

(国文学研究資料館の企画調整官)

第2条 国文学研究資料館の企画調整官は、国文学研究資料館副館長と称することができる。

### 3 国文学研究資料館組織規程（抄）

#### 国文学研究資料館組織規程

昭和52年5月4日  
規程第3号  
改正 昭和52年5月25日 昭和54年4月1日  
昭和56年4月28日 昭和57年10月15日  
昭和63年6月1日 平成元年7月20日  
平成2年6月21日 平成4年4月9日  
平成5年4月1日 平成7年3月28日  
平成8年5月11日 平成9年4月1日

（趣旨）

第1条 大学共同利用機関の内部組織に関する訓令（昭和52年文部省訓令第8号）第1条第2項に基づき、国文学研究資料館に置かれる課及び室の所掌事務をここに規定する。

（史料館）

第6条 史料館に、次の5室を置く。

(1) 第1史料室

(2) 第2史料室  
(3) 第3史料室  
(4) 史料管理研究室  
(5) 情報閲覧室

2 第1史料室においては、武家、公家及び寺社に関する史料の調査研究及び収集を行う。

3 第2史料室においては、町方に関する史料の調査研究及び収集を行う。

4 第3史料室においては、村方に関する史料の調査研究及び収集を行う。

5 史料管理研究室においては、史料管理の理論及び技法に関する調査研究を行う。

6 情報閲覧室においては、史料の整理、保存及び閲覧を行う。

附則

この規程は、昭和52年4月1日から実施する。

（略）

附則

この規程は、平成9年4月1日から実施する。

### 4 国文学研究資料館特別共同利用研究員規程（抄）

#### 国文学研究資料館特別共同利用研究員規程

平成9年6月10日  
規程第11号

（目的）

第1条 この規程は、「大学共同利用機関における大学院学生の受入れ及び費用の取り扱いについて（平成9年2月25日付け文部省学術国際局長通知）」に基づき、国文学研究資料館（以下「当館」という。）における特別共同利用研究員（以下「研究員」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 研究員とは、国立学校設置法第9条の2第2項の規定に基づき、当館において研究に従事し、併せて研究指導を受ける大学院学生をいう。

（研究内容及び指導）

第3条 研究員は、国文学、史学及びこれらに関連する分野を研究する。

2 研究員に対しては、その研究課題に応じて指導教官を定め研究指導を行うものとする。

（受入れ資格）

第4条 当館が受け入れることのできる研究員

は、第3条第1項に規定する分野を専攻する大学院学生とする。

（受入れ人員）

第5条 当館が受け入れる研究員の人員は、10人程度とする。

（受入れ許可）

第6条 研究員の受入れは、当該大学の大学院から推薦された者について、国文学研究資料館大学院教育協力委員会（以下「大学院委員会」という。）の議を経て館長が許可する。

（受入れ期間）

第7条 受入れの期間は、原則として1年以内とし、当該研究員の研究状況によっては、当該大学の大学院及び本人の申出により、館長は、大学院委員会の議を経て、その期間の延長を認めることができる。

2 修士課程（前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程にあっては前期2年の課程）に在籍している学生については、受入れ期間は1年を越えないものとする。

（研究指導の修了）

第8条 当館は、所定の研究指導を修了した当該研究員に対し、研究修了証明書を交付するとともに、当該大学の大学院に研究修了の通知を行うものとする。

（費用の徴収）

第9条 受入れた研究員に対する研究指導の費用は、徴収しない。

(受入れの取消し)

第10条 研究員が、次の各号の一に該当する場合には、館長は大学院委員会の議を経て、研究員の受入れを取り消すことができる。

- (1) 当館の規程、その他遵守すべき事項に違反したと認められる場合
  - (2) 当館で研究指導を受けることが適当でないとして認められる場合
- 2 研究員が受入れ期間中に、健康その他の理由により受入れの取消しを希望する場合には、

館長の許可を得なければならない。

(施設の利用)

第11条 研究員の当該施設の利用については、指導教官が研究指導上必要と認めた場合は、当該施設の責任者の許可を得て利用することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年6月10日から実施し、平成9年4月1日から適用する。

## 5 国文学研究資料館資料利用規程(抄)

### 国文学研究資料館資料利用規程

昭和52年2月1日  
規 程 第 1 号

改正 昭和52年12月20日 昭和54年2月6日  
昭和60年8月1日 平成元年6月24日  
平成3年12月10日 平成4年4月9日  
平成5年3月18日 平成5年10月12日  
平成8年4月9日 平成9年3月25日  
平成13年3月13日

#### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 国文学研究資料館(以下「当館」という。)における図書・マイクロ資料・文書等の資料(以下「資料」という。)の利用については、この規程の定めるところによる。ただし、史料館における資料の利用については第8条から第11条及び第24条から第33条までの規定並びに貴重書、特別コレクション及び寄託資料の利用については、別に定めるところによる。

(利用の方法)

第2条 この規程による資料の利用の方法は、閲覧、複写、館外貸出及び参考調査とする。

第3条 削除

(利用資格)

第4条 資料を利用できる者は、学術研究又は調査研究のために当館の資料を必要とする者とする。

#### 第2章 閲覧

(閲覧の場所)

第5条 資料の閲覧の場所は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 図書・マイクロ資料 東館閲覧室

- (2) 雑誌 東館閲覧室
- (3) 参考図書 東館閲覧室
- (4) 史料館における資料 北館史料閲覧室  
(閲覧時間)

第6条 資料の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の閲覧時間は、都合により短縮することができる。

(閲覧業務を行わない日)

第7条 閲覧業務を行わない日は、次の各号に該当する日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日及び振替休日
- (3) 国家的儀礼に係る日
- (4) 創立記念日(5月1日)
- (5) 年末年始(12月27日から31日まで及び1月2日から5日まで)
- (6) 蔵書点検及び書庫整備の期間(3月末の1週間(史料館については、4月末から5月上旬にかけ2週間))
- (7) 書庫くん蒸の期間(4月末から5月上旬にかけ5日間(史料館は除く。))

2 前項に定めるもののほか、毎月の末日を閲覧業務を行わない日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は振替休日に当たるときは、直前の金曜日(その日が国民の祝日となる場合は、直前の木曜日)とする。

3 特に必要がある場合には、臨時に閲覧業務の全部又は一部を休止することがある。

#### 第3章 複写

(複写サービス)

第14条 資料の複写は、複写を希望する者の依頼に基づき、当館が行う(以下「複写サービス」という。)ものとする。ただし、特に利用者が当館(史料館を除く。)所蔵の写本・

版本等の一部を出版物への掲載等を目的として直接撮影する必要がある場合は、別に定めるところにより、利用者に撮影することを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、史料館においては、別に定めるところにより、利用者に撮影及び掲載を許可することができる。

(複写をすることのできる資料の範囲)

**第15条** 複写は、当館が収集した資料について1人につき1部行うものとする。ただし、著作権法の適用される資料については資料の一部分を1人につき1部行うものとする。

2 前項ただし書による資料の複写で著作権法上適法な範囲で、かつ、館長が適当であると認める場合(以下「特別複写」という。)はこの限りでない。

3 次の各号に掲げる資料は、複写することができない。

(1) 原資料所蔵者との契約において複写の禁止を定めたもの

(2) 財産権及び著作権の侵害となるおそれのあるもの

(3) その他館長が複写することを不適当と認めたもの

(複製物の種類)

**第16条** 複製物(以下「複写サービスによる複写物」をいう。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌、図書(洋装本)に関しては、電子複写

(2) マイクロ資料に関しては、フィルム(ポジ)、紙焼写真又はフィルムによる電子複写(ただし、史料館におけるマイクロ資料に関しては、紙焼写真からの電子複写)

(3) 図書(和装本)に関しては、フィルム(ポジ)、紙焼写真又はフィルムによる電子複写

(複写の申込)

**第17条** 複写を依頼しようとする者は、資料複写申込書(別紙様式4)に所要の事項を記入して申込み、承認を受けなければならない。

2 代理人が申込み場合は、複写を依頼しようとする本人から委任を受けた者であることを証するに足りる文書を、資料複写申込書に添付しなければならない。

(特別複写許可願)

**第18条** 第15条第2項に定める特別複写を依頼する者は、その必要とする理由を明記した資料複写申込書を提出し、承認を得なければならない。

(複製物の二次使用)

**第19条** 複写及び特別複写による複製物は、再

複製し、刊行・翻刻・販売・譲渡・交換物として使用してはならない。ただし、当館所蔵の写本・版本等の複製物を出版物への掲載等の目的に再利用する場合は、別に定めるところにより、許可を得て使用することができる。

(申込みの不承認)

**第20条** 次の各号に掲げる場合は、申込みを承認しない。

(1) 申込みの書類の記載が不備であるとき。

(2) この規程及び当館で定める他の規定に違反したとき。

(申込みの制限等)

**第21条** 当館の複写処理能力をこえる複写の申込みがあつた場合は、その申込みを制限し、又は承認しないことがある。

(複写の料金)

**第22条** 複写の申込みをした者は、別に定める料金を納めなければならない。

(複写受付時間)

**第23条** 資料の複写受付時間は、第7条に定める日を除き、毎日午前9時30分から午後3時30分までとする。

## 第6章 相互協力

(大学の図書館等に対する複写サービスと貸出)

**第34条** 次の各号に掲げる機関からの複写及び貸出し(史料館については貸出しを除く。)の申込みについて必要な事項は相互協力要項(昭和52年8月26日館長決裁)の定めるところによる。

(1) 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく大学等の図書館又は研究所

(2) 国立又は公立の調査研究機関又はこれに準ずる機関

(3) 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館、文庫又はこれに準ずる機関

(4) その他館長が適当と認める機関

## 第7章 雑則

(利用の制限)

**第35条** この規程及び当館が定める他の規定に違反した者、職員の指示に従わない者及び不都合の行為をした者に対しては、利用を停止することができる。

2 他人に迷惑を及ぼす者又はそのおそれのある者に対しては、入館をことわり、又は退館を命ずることができる。

(賠償の責任)

**第36条** 利用者の責により、資料を亡失又は損

傷した場合は、当該利用者がその賠償の責任を負うものとする。

(財産権、著作権のある資料の使用上の責任)

**第37条** 資料及びその複製物の利用により、財産権、著作権法上の問題が生じた場合には、すべて当該利用者が、その責任を負うものとする。

(補則)

**第38条** 館長は利用者の閲覧に供するため、この規程を東館閲覧室に備え付けるものとする。

**第39条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、昭和52年2月1日から実施する。(略)

#### 附 則

この規程は、平成13年3月13日から実施する。(別紙様式略)

## 6 国文学研究資料館史料館資料利用規程

### 国文学研究資料館史料館資料利用規程

昭和52年5月4日

規 程 第 2 号

改正 昭和57年2月25日 昭和62年8月18日

平成元年6月24日 平成4年4月9日

平成5年3月18日 平成13年3月13日

#### 第1章 総則

(総則)

**第1条** 国文学研究資料館史料館(以下「史料館」という。)における資料の利用については、国文学研究資料館資料利用規程(昭和52年規程第1号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程において「資料」とは、史料館が所蔵(寄託を含む。)している史料、マイクロ資料、図書及び民俗資料等をいう。

(利用資格)

**第3条** 資料を利用できる者は、学術研究又は調査研究のために史料館の資料を必要とする者とする。

#### 第2章 閲覧

(資料の請求)

**第4条** 資料を閲覧しようとする者は、備え付けの目録及びカード等で検索し、史料館所定の史料閲覧票(別紙様式1)に必要事項を記入し、出納受付へ提出するものとする。

(資料の返納)

**第5条** 資料の返納に際しては、出納受付へ返納し、係員の確認を受けるものとする。

(閲覧に供さない資料)

**第6条** 次の各号に掲げる資料は、閲覧に供さないものとする。

(1) 史料館の業務に支障があると認められるもの

(2) 閲覧に供することが不適当と認められるもの

(制限)

**第7条** 一度に大量の資料の閲覧は、断ることができる。

#### 第3章 撮影及び掲載

(撮影の種類)

**第8条** 資料の撮影は、一般撮影及び特別撮影とし、一般撮影は、主として個人が調査研究の目的により筆写の代用として撮影するものをいい、特別撮影(以下「撮影等」という。)は、写真撮影等、写真原板使用及び複製とし、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 写真撮影等は、写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影及びビデオ撮影等により行うものをいう。

(2) 写真原板使用は、単片フィルム及びマイクロフィルムを用いて行うものをいう。

(3) 複製等は、映画(ビデオを含む。以下同じ。)、スライド及び出版物のための複製販売、映画撮影、若しくはスライドの営利上映又はテレビジョン放送のための複製及び映画の一部抜焼き等により行うものをいう。

(撮影の場所)

**第9条** 撮影は、史料館の所定の場所で行うものとする。

(申請の手続)

**第10条** 資料を撮影しようとする者は、一般撮影においては史料撮影許可願(別紙様式2)を提出し、撮影等においては別に定めるところによる所定の手続きをとらなければならない。

(撮影を承認しない資料)

**第11条** 次の各号に掲げる資料は、撮影を承認しない。

(1) 撮影することにより資料に悪影響を及ぼすと認められるもの

- (2) 著作権のある資料又は受託資料で当該著作権者又は寄託者の承認を得ていないもの
- (3) 史料館に備える写真原板の使用を指定したもの
- (4) その他史料館長が撮影することを不適当と認めたもの

(制限)

**第12条** 史料館の事務処理に支障をきたすおそれのある場合は、申請を断ることができる。

(責任)

**第13条** 撮影した資料は、願書又は申請書の目的以外に使用しないものとする。

(掲載)

**第14条** 史料館の資料を翻刻又は図版等により出版物に掲載する場合は、別に定めるところによる所定の手続きにより、承認を受けなければならない。

(掲載を承認しないもの)

**第15条** 次の各号に掲げる資料は、掲載を承認しないことができる。

- (1) 史料館が独自の計画により出版物等への掲載を予定しているもの
- (2) その他史料館長が掲載することを不適当と認めたもの

(掲載出版物の寄贈)

**第16条** 資料を掲載した者は、当該出版物等を一部史料館に寄贈するものとする。

#### 第4章 館外貸出

(貸出範囲)

**第17条** 史料館の資料の貸出しは、教育、学術又は文化に係る事業の用途に供するための展示用に限って、これを認めるものとする。

(貸出手続)

**第18条** 資料の貸出しを受けようとする者は、貸出申請書(別紙様式3)及び別表に定める書類を提出し、承認を受けなければならない。

(貸出期間)

**第19条** 資料の展示期間は3週間を、資料搬出及び搬入の期間は各5日間を超えないことを原則とする。

(貸出しを行わない資料)

**第20条** 次の各号に掲げる資料は、貸出しを行わないものとする。

- (1) 展示による損傷のおそれのあるもの又は輸送が困難なものなど資料の保存に悪影響を及ぼすと認められるもの
- (2) 寄託者の承諾を得られないもの
- (3) 史料館の業務に支障をきたすと認められるもの
- (4) その他史料館長が貸し出すことを不適当と認めたもの

(利用上の責任)

**第21条** 貸出した資料の輸送は、原則として信用ある運送業者の美術梱包による輸送とし、資料の安全な運搬に努めなければならない。

2 資料の搬入荷解時及び撤収梱包時には、史料館職員の現地立合を借受者側の負担で行うことを求めることができる。

3 貸出した資料の展示会場は、保管及び防災の安全設備が十分であるものとする。

(制限)

**第22条** 貸出した資料は、展示用としてのみ使用し、これを撮影及び掲載しようとする場合は、第3章の手続きをとるものとする。ただし、報道機関が報道を目的として、展示物を撮影及び録画をする場合は、この限りでない。

#### 第5章 参考調査

(参考調査)

**第23条** 質問相談等の参考調査の依頼に対しては、主として文献に基づいて調査し、回答を行うものとする。

(参考調査の範囲)

**第24条** 参考調査の範囲は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 資料の概要に関する情報
- (2) 史料の所在に関する情報
- (3) 史料の整理・保存等に関する情報
- (4) 史料の研究に関する情報。ただし、一般的研究の文献情報は、含まないものとする。
- (5) 史料保存機関の所在等に関する情報

(回答を行わないもの)

**第25条** 次の各号に掲げる事項については、回答しないものとする。

- (1) 史料等の鑑定及び市場価格の調査
- (2) 史料の解説
- (3) 学習課題及び懸賞問題に関する調査
- (4) その他史料館長が不適当と認めるもの

2 特に経費又は時間を要し、他の参考調査業務に支障を及ぼすおそれのある調査については回答を行わないことがある。

(申込方法)

**第26条** 参考調査を依頼する者は、文書、口頭又は電話等の方法により申込むものとする。

(補則)

**第27条** この規程に定めるもののほか、史料館の資料の利用に関し必要な事項は、史料館長が定める。

**第28条** 史料館長は利用者の閲覧に供するため、この規程を閲覧室に備え付けるものとする。

#### 附 則

この規程は、昭和52年6月1日から実施する。

(略)

附 則

この規程は、平成13年3月13日から実施する。

別紙様式1

史 料 閲 覧 票

No

平成 年 月 日

使用者名 \_\_\_\_\_

所 属 名 \_\_\_\_\_

文 書 名	番 号	表 題	数 量	検 印
○				
○				

(史料館)

別紙様式 2

No. \_\_\_\_\_

史料撮影許可願

平成 年 月 日

国文学研究資料館長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 勤務先  
|| 又は学校 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

下記の事項を了承のうえ撮影いたしたいので許可をお願いします。

目的 (具体的に)			
文書名	整理番号	史料名	数量

記

- 1 この撮影史料を複製する場合には、改めてその旨を願い出て許可を受けること。
- 2 この撮影史料について著作権法上の問題が生じたときは、すべて申込者とその責任を負うこと。
- 3 撮影被写体を亡失又は損傷したときは、直ちに報告し指示に従うこと。

別紙様式 3

平成 年 月 日

国文学研究資料館長 殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名 印

史料館所蔵史料の借受について（申請）

下記のとおり史料館所蔵史料を借り受けたいので御許可くださるようお取り計らい願います。

なお、史料を借り受けたときは、貸付通知書記載の貸付条件及び関係法令に基づく指示を遵守することを誓約します。

また、借り受けた史料については国を受取人とする損害保険契約を締結し、運送の際は、信用ある運送業者に美術梱包による運送を依頼し借受史料の荷解搬入時と撤収梱包時に貴館の要請があるときは、貴館職員各1名の現地立会を主催者側の負担において行います。

記

- 1 借り受けようとする史料の品名及び数量（別紙のとおり）
- 2 使用目的
- 3 借受希望期間
- 4 使用場所（別紙案内図のとおり）
- 5 借り受けを必要とする理由
- 6 史料運搬及び取扱方法
- 7 借り受けようとする史料の保護管理について（別紙のとおり）
- 8 史料展示等の事業計画及び収支予算
- 9 申請者の営業（事業）内容、資産、最近の決算の概要

## 2. 独立行政法人・移転・組織改正関係

### 1 史料の保存からみた史料館の新営計画研究報告書（抄）

史料の保存からみた史料館の新営計画研究報告書

平成8年3月28日

史料館史料管理研究室客員教授 馬淵久夫

目次

はじめに

I 史料館新設に当たっての基本的な考え方

II 史料館新設計画に当たっての留意事項

1. 立地条件

- (A) 避けるべき場所
- (B) 避けるのが望ましい場所
- (C) 望ましい場所

2. 設計と施工

- (A) 建物設計
- (B) 部屋の配置設計
- (C) 設備設計
  - a. 空調設備
  - b. 採光・照明
  - c. 防火・防犯設備
- (D) 施工等

3. 主要な施設等の設計

- (A) 収蔵庫
- (B) 閲覧室等
- (C) 搬出入口
- (D) 燻蒸室
- (E) 調査室・修復室・写場等

参考文献

はじめに

近年、地方からの文化発信の掛け声のもとに、全国津々浦々にホール・美術館・博物館などの文化施設が建設されつつある。文化国家を標榜するわが国にとって大切なことであるが、計画から建設までの時間が概して短いため、完成後に建物の欠陥が現われることが間々あるようである。特に美術品や文化財を収蔵・展示する美術館・博物館では、保存環境の面で不十分な場合があり、文化庁では従来から国指定品を収蔵・展示するときの設備について指導を行ってきている。

文書館の場合は、取扱い対象物質が紙や有機合成化合物に限られているので、理論的には保存環境は比較的単純だが、脆弱な物質なため特別に配慮しなければならない事項がある。国文

学研究資料館には移転の計画があると聞くと、その際、建物設計の前に史料館として史料保存の立場から検討しておくべきことがあるように思われる。そこで、内外の事例などを参考に注意事項をまとめてみることにした。

ここに羅列した事項は、たとえば立地条件のように、理想的ではないと分っても変更不可能のものがあるかもしれない。そのような場合には、極力理想に近づける努力をするための資料とお考えいただければ幸いである。また、たとえば保存科学実験室のように、要・不要を研究スタッフが定めるべき研究区画の内容については触れなかった。

この報告を書くに当たっては、森安彦館長をはじめ史料館の皆様が随時ご意見をうかがうことができた。特に、青木陸氏には現史料館の保存環境について詳しくご教示いただいた。客員として3年間にわたり史料保存の研究ができたことへの感謝とともに、ここにあわせてお礼申し上げます。

平成8年3月28日

史料館客員教授 作陽短期大学教授

馬淵久夫

I 史料館新設に当たっての基本的な考え方

史料館は近世史料を中心とする文書館としての役割をもつと同時に、文部省の大学共同利用機関の一つである国文学研究資料館の一部門と位置付けられているため、研究と教育という別の機能が要求される。これらの機能は互いに関連しているので、明確な区分は難しいが、具体的にはおよそ次のような内容である。

①文書館としての機能（略）

②研究機能（略）

③教育機能（略）

史料館新設に当たっては、国文学研究資料館という全体組織の中で、これら3つの機能がスムーズに遂行されるよう、施設・設備等を以下の基本的な考え方に基づいて計画・配置する必要がある。

また、史料館新設の計画に際しては、初期の段階から史料の管理と保存についての経験と知識を有するアーキヴィストを参画させることが望ましい。

1. 建築予定地の環境、建物の配置が史料の保存と公開に相応しいものであること。
2. 建物は、耐火・耐震の性能、及び安全性が確保されていること。
3. 建物内の閲覧室・収蔵庫・研究室・講義室等の配置が閲覧・収蔵・研究・教育・管理等の面から機能的であり、かつ、十分な広さを確保していること。
4. 閲覧室・収蔵庫等の設備が、適切な閲覧及び保存の環境を確保していること。
5. 防火・防犯等の設備が適切に配置されていること。

## II 史料館新設計画に当たっての留意事項

史料の保存と公開との関係は、必ずしも両立するものではなく、保存科学の観点からは相反する問題がいくつか内在している。従って、史料の公開に当たっては、建物内部の環境を整備することによって、これらの問題を可能な限り解決していく必要がある。このため、史料館の建設に際しては、計画段階から十分な検討をしておくことが肝要である。特に留意すべきことは以下の事項である。

### 1. 立地条件

他の諸条件と異なり、立地条件は一般的に建設後の改良が困難である。そのため、十分慎重に選ぶべきである。以下は国際的に勧告されている注意事項である。

#### (A) 避けるべき場所

- a. 潜在的に危険のある地形・地質・地層  
急傾斜面（地滑り）、地盤沈下、活断層、河川氾濫、低湿地、シロアリ繁殖地、等
- b. 周辺環境に危険因子のある場所  
大気汚染（工場、自動車道路）、火災・爆発（ガス・石油・危険物の貯蔵設備、過密住宅）、戦時の攻撃目標（飛行場、鉄道合流点、兵器庫等）、強力な電磁波源（磁気メディアを保存する場合）

#### (B) 避けるのが望ましい場所

- a. 騒音源の近く（幹線道路、鉄道駅、工場、飛行場等）
- b. 将来の拡張が不可能なところ（高さ制限等の規制）
- c. アクセスが悪い（史料搬入のため、史料利用のため）

#### (C) 望ましい場所

- a. アカデミックエリア（大学、図書館、博物館などが近くにある）
- b. 公共の輸送手段のあるところ（鉄道、バスなど）

#### c. 消防署、警察署から遠くない場所

## 2. 設計と施工

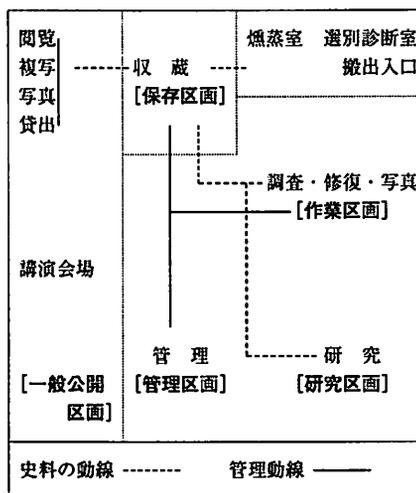
史料館の設計に当たっては、建設予定地の環境を踏まえ、研究室・設備・閲覧室・収蔵庫等の配置と通路について以下の点に留意する必要がある。

### (A) 建物設計

- a. 建物は耐火、耐震構造とする。
- b. 建物に地下部分を設けた場合は、底盤に防水措置を施すとともに、外壁の防水措置は地下部分だけでなく、地表面よりやや上まで施す。
- c. 陸屋根の場合には完全な防水措置を施し、排水溝の掃除などの維持管理が容易になるよう考慮する。
- d. 収蔵庫・閲覧室は外部の環境からの影響を受けにくい設計とする。

### (B) 部屋の配置設計

- a. 保存区画、一般公開区画、作業区画、研究区画、管理区画を明確に分ける。
- b. 各区画の配置に当たっては、史料の移動を安全かつ機能的に行なえるように、複雑な動線避ける。
- c. 史料の収蔵される部屋の防火区画は、個々に完全な独立区画とする。



### (C) 設備設計

- a. 空調設備  
東京地区のように比較的気候が温和な地域の史料館で、年間を通じてどの程度の空調が必要かについては、空調の専門家の間でも意見が分れる。設計に入る前に信頼できる専門家を交えて史料館スタッフが十分協議する必要がある。  
以下の事項は、その際に考慮すべき基本事項である。

ア、空調設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用する。

イ、空調系統は、一般公開・保存・作業・研究・管理の各区画ごとに分けるのが望ましい。

ウ、空調の役割は、温度・湿度の調節だけでなく、汚染空気・微粒子・微生物の除去にも役立つ。

エ、騒音、振動を発生する設備機器は、閲覧室・写場の近くには設置しない。

b. 採光・照明

一時的でも史料が置かれる部屋には、直射日光が入らないよう、窓に遮光設備を設ける。窓ガラスは紫外線カットの処置を施したものが望ましい。

収蔵庫、閲覧室などの照明には、紫外線除去処理を施した蛍光灯や白熱灯など紫外線成分の少ない光源を用い、さらに光源による温度上昇がないように配慮する。

c. 防火・防犯設備

ア、一般公開区画と保存区画・管理区画との動線は重ならないようにする。研究区画・作業区画はこれら3区画との機能上の関連を考慮して配置する。

イ、一般公開区画については、史料の安全とともに、閲覧者の安全に配慮した防火・防犯施設が必要である。

ウ、保存・研究・作業区画については防火・防犯に係わる管理を十分に行なう必要がある。

(D) 施工等

a. コンクリートの打設は慎重に行ない、コンクリートの中に鬆が生じないように注意する。

b. 閲覧室等の内装工事は十分な換気・除湿によって躯体コンクリートを乾燥させてから行なう。内装工事から史料の公開までには、室内の乾燥を図るため十分な期間をとることが望ましい。

c. コンクリート打設後から史料の収蔵および公開までの期間は、原則として二夏の経過が望ましい。

### 3. 主要な施設等の設計

史料館のような史料を研究すると同時に収蔵・公開する施設を計画するに当たっては、史料の保存に対する配慮が不可欠であり、収蔵庫はもとより、閲覧室・研究室も保存の場としての機能を有することが必要である。また、害虫防除施設や調査・整理・修復等の作業場、搬出入口、エレベーターなどの付帯施設等についても、保存環境の維持と安全の確保を図る必要がある。このため、以下の点に留意すべきである。

(A) 収蔵庫

a. 建物のどの階に設置すべきかについては

いろいろな議論がある。

まず、日射の影響を避けるため最上階および南西に面する位置に配置しないのが普通とされている。たとえ窓がなくても、日照のため温度が上がる。史料の保存のためには、年間を通して極力低い温度に保たれることが望ましい。

議論が分れるのは地階である。デュシャン(仏)は建物の中で最も安定した場所として、また戦時に被害を受けにくい場所として、地下が適当という。しかし、湿気を防ぐために恒常的に運転をする空調が不可欠という条件を付けている(文献1. p36)。

一方、文化庁の「国指定文化財の公開施設計画指針」では、地下水の影響を避けるために地階は避けるべきとしている(文献5. p5)。これは、過去に日本国内に建てられた博物館・美術館の中で、建築上の欠陥などもあって、雨水や地下水の侵入や高湿度などの水害に悩まされた例が間々あったからである。

イギリスの例では、ロンドン郊外のテムズ川に近いKewに1977年に建設されたイギリス最大の文書記録収蔵施設であるPublic Record Officeがある。地下2階を含む7階建てのうち、地上1～2階は公共サービスとスタッフの研究室に当てられ、3～5階に収蔵庫を配置している(文献2. p129)。建設前には地下1～2階は収蔵施設に予定されていたが、地下水の侵入および館内用の各種水道ラインからの漏水の危険がゼロではないので、結局、全館に供給する電源、水などのために使われるようになった。

この問題は、史料館の建設前に十分地層の調査を行なって決定する必要があるが、建物の構造によっては雨水の侵入の可能性が皆無とは言えないので、一般的には地階に収蔵庫を配置するのは好ましくない。

b. 収蔵庫には前室の機能を果たすスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。

c. 間仕切り壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。

d. 収蔵庫が外部に面する場合、結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する。

e. 収蔵庫内の床材・壁材等は、樹脂の放出によって史料を汚す恐れのないものとし、内壁材には吸放出性に優れたものを用いる。

f. 収蔵庫の出入口は原則として1ヵ所とし、扉は密閉性と防火性に優れたものを備える。

g. 書架・収納棚等は、地震による移動・転

倒・落下及び文書類の落下防止を考慮したものとする。

- h. 空調の吹出・吸込口の位置を十分考慮すること。
- i. 漏電防止のため、収蔵庫内の光源・機器類の電源は、収蔵庫外から切ることができるように設計する。

#### (B) 閲覧室等

一般公開区画を国文学と共通にするか、または史料館独自のものを備えるかによって事情は異なるが、おおむね下記のことは考慮する必要がある。

- a. 外部からの閲覧者が非公開区画を全く通らずに行ける場所にあること。
- b. 閲覧物の種類によって(古文書、地図、マイクロフィルム、CD-ROM、光ディスクなど)複数の部屋ないし区画に分ける。
- c. 閲覧室が収蔵庫に隣接しない場合には、その間の経路をできるだけ短く単純にする。
- d. 盗難予防の方法を予め決定し、それに対処できるような設備(受付、荷物預り所、監視用カメラなど)の配置を考える。

#### (C) 搬出入口

搬出入口は単なる文書の出入口ではなく、搬出する文書については誤りのないことをチェックし、搬入する文書については選別したり保存状態をチェックしたりする機能をもたせるべきである。このためにはこの区画内に“選別診断室”を設けるのが望ましい。

#### (D) 燻蒸室

燻蒸室は“選別診断室”に隣接して搬出入口の区画内に設けるのが望ましい。最低20㎡は必要。減圧燻蒸釜Fumigation Chamberや燻蒸庫を設置するのも有効である。使用ガスを外に洩ら

さないために、部屋自体の扉を2重にするか、前室を設けるべきである。また燻蒸室と前室には、それぞれ排気設備を設置する。

燻蒸には酸化エチレンや臭化メチルが従来使われてきたが、前者の発癌性、後者のオゾン層破壊のために規制が加えられるようになってきた。無酸素法・フェロモン法などいろいろな代替法が研究されているので、その世界的な情勢を勘案して部屋を設計する必要がある。場合によっては、燻蒸室という名称も死語になり、“生物処置室biological control room”とでもすることになるかもしれない。

#### (E) 調査室・修復室・写場等

これらの部屋は、いずれも文書を直接扱う場所であり、温湿度・照明の条件を収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。

#### 参考文献

1. Michel Duchein: “Archive Building and Equipment”, ICA Handbooks Series Volume 6, K.G. Saur, Munchen-New York-London-Paris (1988)
2. Christopher Kitching: “Archive Buildings in the United Kingdom 1977-1992, London, HMSO (1993)
3. 安澤秀一: 『史料館・文書館学への道』吉川弘文館 (1985)
4. ギャリー・トムソン: 『博物館の環境管理』東京芸術大学美術学部保存科学教室訳、雄山閣 (1988)
5. 文化庁: 『国指定文化財の公開施設計画指針』、国指定文化財の公開に関する施設指針検討協力者会議報告、平成7年5月31日 (1995)

## 2 国文学研究資料館外部評価委員会報告書(抄)

### 国文学研究資料館外部評価委員会報告

#### 緒言

昨平成8年6月に提出された『外部評価委員会・中間報告』の「前言」に、「全体を総合して最も緊急性の高い外部意見は、国文学研究資料館に、近代への架橋として、「第四文献資料室(近代担当)」を早急に設置せられたいという館側の最優先課題と符合するものであったと理解する」と記した。

幸いにも、平成9年度の予算で「第四文献資料室」設置の宿願が認められることになった。当館の調査・収集・研究上の隘路がここに漸く打開される日を迎え得たことを心から感謝して

いる。

先の「前言」では、年度末の最終報告において全体の総括を行いたい旨予告したが、「中間報告」の中で最も強い要請であった「第四文献資料室の設置」が正式に認められた現在、「中間報告」の趣旨を繰り返す必要はもはや解消した。よって、今回の『外部評価委員会報告』は、報告作成の様式を修正し、「中間報告」を継承しつつ、「第四文献資料室の新設」の問題を中心に、今後の当館の進路を探ることを主目標に据えてまとめられることになった。委員会における論議・提言等は、この趣旨に沿った形で編成・要約されていることを諒承されたい。但し、別添の「中間報告」は依然重要な内容を含んで

いる。是非併読されんことを希う。

本報告書を通観して、国文学研究資料館は移転問題を真剣に検討するべき時が来ていると痛感する。少なくともそのための研究と用意は、予め周到であるべきことを思う。

終わりに、任期中多大の煩勞を厭われなかった「外部評価委員会」の委員各位に対し、深甚の謝意を表する。

平成9年3月

国文学研究資料館長 佐竹昭廣

## 目次

### 外部評価委員会による評価

〔第四文献資料室の新設について〕……………	1
〔図書館の充実について〕……………	2
〔共同研究の推進について〕……………	3
〔国際交流について〕……………	4
〔調査収集分野の拡大について — 沖縄文学調査〕……………	4
〔史料館について〕……………	5
〔地域との交流について〕……………	6
〔移転問題について〕……………	7
外部評価委員会の設置について……………	8
外部評価委員会・審議の経過 〔「中間報告」以降〕……………	9
付属資料「外部評価委員会・中間報告」…………	11
基礎資料集「国文学研究資料館の現状」 (以下略)	

### 〔史料館について〕

史料館が創立以来、近世文書の収集（マイクロフィルムを含む）、史料所在情報の収集、所蔵史料の翻刻、公開閲覧、公開展示、また、史料管理学の構築、史料管理職養成の研修等々多方面に多大の努力を傾注し、斯学の進歩と普及に貢献して来た実績を評価する。最近開始された、イギリスにおける資料所在調査も好評である。

史料館の更なる飛躍を期待して、『中間報告』（6頁）においては、史料収集範囲を、当面の近世から、遡って室町初期あたりまでに及ぼす要望が提出されたが、国文学研究資料館に第四文献資料室の設置が認められた今日、史料館についても、幕末から明治にかけての史料収集の

重要性が新たに浮上してきた。

史料館は、従来も江戸期のみならず、明治期の史料に互っても調査し、研究の成果も、中世以上に豊富な蓄積があるので、下方への延長は、態勢さえ確立すれば、決して困難ではない。この方向付けは、『中間報告』において要望された「地方史研究」の中核的センターとしての役割に対しても、最も効率の高い成果を約束するものと思われる。

他に、史料館については、現在二つの問題を指摘し得る。

その一は、国文学研究資料館からの分離独立の希望である。予定されている立川移転が一応その好機と考えられるであろう。しかし、史料館の現在規模では余りにも小さすぎて独立は不可能であろう。独立するために、新しい史料館はどのような形で必要条件を具備するか、史料館自身による十分な検討と斬新な構想を提示する必要がある（『中間報告』7頁）。これは国文学研究資料館全体の移転構想、機構改革問題などと深く関わって来る緊急課題である。国文学研究資料館の「移転問題検討委員会」においても、絶えず史料館の在り方を念頭に置きつつ検討されることを望む。

その二。教官の昇任について。史料館は助手から助教授への昇任を認めているが、国文学研究資料館では、助手は必ず転出することを定めている（『中間報告』5頁）。他大学・大学共同利用機関等、助手の転出を定めている所は極めて多い。大学・大学共同利用機関等の教官の任期制が俎上に上りつつある現状に鑑みても、史料館における助手の助教授昇任については今後慎重に再考されるべきであろう。

(略)

平成9年3月

国文学研究資料館外部評価委員会

委員長 諏訪春雄

大隅和雄

小島憲之

後藤祥子

池宮正治

ジャクリーヌ・ビジョー

ジャン・ジャック・オリガス

### 3 独立行政法人化問題についての考え方（史料館教官一同）

#### 独立行政法人化問題についての考え方

1999年2月23日

国文学研究資料館 史料館教官一同

本日、史料館教官が集い、独立行政法人（エージェンシー）化問題の検討会を行った。この会の意図は、第一に「大綱」を読み解くことによってエージェンシー化の意図及び問題点を把握すること、第二に文化庁管轄下の諸機関を中心としたエージェンシー化決定機関の現状を理解すること、第三に「大綱」の趣旨を仮に史料館に当てはめた時に生ずるであろう問題点を明確化すること、などにあった。

そこでは、「大綱」そのものの持つ問題点、史料館の諸機能（研究機能・教育研修機能・情報センター的機能）に及ぼす影響、史料館の歴史から見た問題点、を明らかにし、さらにエージェンシー化決定機関としての国立公文書館・東京国立文化財研究所・東京国立博物館・国立国語研究所などの動向に関する情報を集めるため、各教官が分担して調査・検討し、その成果を報告しあい議論を行った。

この会を通じて、われわれは次の三つの問題点を共有することとなった。

- 1、教育と研究を一体化する大学等が、「行政」法人化にはなじまないものであること。
- 2、運営・人事の評価が、目標（中期目標、中期計画、年間計画）を設定し、その評価を外部の有識者に委ねることでは、適正な評価は得られないであろうこと。
- 3、学術・教育研究は長期的尺度で評価される性格のものであるから、中期的・短期的な評価を与えることに問題があること。

以上の三点を確認したが、1については、大学共同利用機関としての史料館は、研究者とともに研究の深化をはかり、研究の進展のために便宜を図ってきた。大学と同じように史料館も、研究面でなく行政的また経営効率に左右される「行政」法人化にはなじまない。なお、史料館業務の一部に含まれる閲覧業務の機能は、もともと大学を中心とする研究者への便宜の意味が強く、この業務により収益を上げようとしたり、閲覧者数の多寡を評価の基準とすることはなじまないものである。

2と3については、運営・人事の評価、教育・研究の評価とともに、自立的かつ自由になされてきた経緯がある。ここで、早急に「大綱」の示す評価方法へと移行することは、あまりに

議論が不足しており、その画一的な尺度による評価は学問の発展に障害となりかねない。

また、史料館に固有な機能や、その歴史に関わって生ずるだろうと思われる問題としては、以下の点が考えられる。

#### ①研究機能について

史料館では、史料の科学的利用のための基礎を構築する史科学・史料管理学の研究を積み重ねてきた。これらの研究は、たとえば史料所在調査やマイクロフィルム収集などから始めて、膨大な文書群の整理を経ることで初めて可能となるもので、論文集という高質の成果刊行に至るまでには、10年にも及ぶ長期間を要する。従来このような研究が可能であったのは、館員が国家公務員として身分保障されていたからであり、今後、中期的な業務評価が行われるようであれば、史料利用のための基盤形成という、大学関係者・市民の研究への援護という機能を果たすことができなくなる。

また中期的業務評価制の導入により、館員の研究内容が限定されるようであれば、史科学・史料管理学もまた狭隘なものにならざるをえない。これらの研究は歴史学・保存科学など広範な分野の研究をもとに深められるべきものであるので、教育公務員特例法が保証している「研究の自由」に制限が加えられるようなことがあってはならない。

#### ②教育機能について

史料館が行っている史料管理学研修会のカリキュラムなどは、記録史科学研究の進展状況に対応して常に改善しているので、「中期目標」は事業の高度化を阻害する可能性があり、受入人数の増加を目標に掲げることも意味がない。教育事業に対する評価は、あくまで研究・学術的な観点からなされなければならない。また、この教育は、国立機関の事業として地方自治体（史料管理学研修会など）や大学（大学院教育協力など）との連携のもと進められてきたが、独立行政法人化してこの関係を維持できるか疑問がある。

#### ③情報センターとしての機能について

史料館は全国の情報センターとして、史料管理学や地方史誌に関する文献情報、および史料所在情報について、それを集約し提供する機能を果たしてきた。いずれも国立機関として、全国の大学や史料保存機関などの持っている諸情報に対するとりまとめ役の機能を果たすことを求められてきたことによる。このような事業を

さらに推進するためには、史料群単位の記述内容の標準化と検索システムそのものの検討など、大学歴史研究者や史料保存利用機関関係者との共同による研究が不可欠である。

#### ④歴史的経緯から見た問題点

戦後の社会変動による史料の消失などを防ぐことを目的として1951年に史料館が設立されたという経緯に鑑みると、そこで全国から集められた史料に適切な処置を施し未来に伝えることは国の義務である。また、独立行政法人化は独立採算制を前提とするものではないにせよ、さまざまな業務の見直しのなかで、閲覧利用の有

料化問題が浮上する恐れがある。自由かつ公平な閲覧利用体制を維持し、史料館所蔵の全国50万点の史料を利用した自由な研究環境を国内外の利用者に保証するためには、史料館が安定した国立の歴史史料保存機関として組織される必要がある。

以上の点から、「独立行政法人化」は史料館にとって受け入れがたいものであるという結論に達した。

〔送付先：日本歴史学協会関係委員会、国文学研究資料館関係評議員・運営協議員〕

## 4 要望書（日本歴史学協会史料保存利用特別委員会）

### 要望書

わが国歴史学関係諸学会の学協会である日本歴史学協会の史料保存利用問題を担当する史料保存利用特別委員会は、いま急いで進められつつある大学共同利用機関の独立法人化と国立研究機関の移転と、それが学問研究に大きな影響があることを痛感しております。本特別委員会は、それらの実施については、関連する研究者・学会の意見を十分に徴し、各機関の館員の意向を尊重し、それぞれの機関の個性に即して進められねばならないと考えますし、日本歴史学協会はその主旨にそった意見を表明してまいりました。その大学共同利用機関のひとつである国文学研究資料館史料館については、ことさらに歴史学と深い関係にあり、日本歴史学協会は、その創設以来、そのあり方や活動について大きな関心を抱いてまいりました。

日本歴史学界挙っての要望によって、1951（昭和26）年に戸越の地に設置された文部省史料館が創設され、1972（昭和47）年には国文学研究資料館の創設にともなって、管理部・文献資料部・研究情報部などとならぶ部館のひとつとして国文学研究資料館の組織に組み入れられた史料館として今日にいたっていることや、その後国立史料館を称してきていることなどについては、改めて申し上げるまでもない経緯であります。またその間に、16・7世紀以降の日本史を主な対象として、歴史学の基本である史料学・史料管理学を中心にさまざまな活動をしてきたこともよく知られているところであります。この国文学研究資料館史料館が果たしてきた役割はきわめて大きく、その活動は日本歴史学

界に不可欠の重要性をしめてきております。なかでも、史料学の研究を基礎に、所蔵史料の保存・利用提供はもとより、広く全国的な規模での史料と研究情報の収集・情報化の仕事をするてきましたし、最近ではその情報収集範囲をひろく国外にまで広げてきております。また、各地の文書館・資料館・博物館・図書館員や大学院生など多数の希望者を対象に、史料管理学研修会を毎年開催してきており、事実上のアーキビスト養成のセンターの役割をも果たしてきております。

このような経緯と国文学研究資料館史料館の歴史学における位置の重要性に鑑み、日本歴史学協会は、その設置形態や設置場所の問題は別として、設置形態・設置場所がどのように変わろうとも、右にあげましたような役割と機能とは保持・発展させられなくてはならないものと考えます。

つきましては、右の歴史学界の切なる要望を御理解くださり、よろしく御高配賜りますようお願い申しあげる次第であります。

1999（平成11）年7月30日

日本歴史学協会

史料保存利用特別委員会

委員長 佐々木潤之介

国文学研究資料館館長

松野陽一殿

〔ほかに、同趣旨の要望書が日本学術会議会長、同第一部長、同第五常置委員会委員長、同歴史学研究連絡委員会委員長あてにそれぞれ送付されている。〕

## 5 国文学研究資料館史料館の運営・組織の改変に関する要望書（歴史学研究会）

### 国文学研究資料館史料館の運営・組織の改変に関する要望書

歴史学研究会は、歴史的に重要な史資料の保存について多大な関心をもち、本会の諸活動のなかでの重要な課題としております。また、近年の国立大学および大学共同利用機関の性急な独立行政法人化の動きに対しては、歴史研究や教育体制の発展にとって憂慮すべき問題であると考えています。

さて、貴資料館に付置されている史料館（以下、「国立史料館」）は、第二次世界大戦後の社会変動と経済的混乱のなかで、わが国の貴重な歴史的史資料が散逸・滅失していく状況を憂慮する歴史学界および関連諸学界の研究者の強い要望により、主として近世以降の史資料の調査研究・収集・整理・保存・公開を目的として、1951年に文部省史料館として設立されました。それ以来、「国立史料館」が日本全国の歴史的史資料を収集・整理・保存し、広く公開利用に供し、かつ目録などの刊行によって研究成果を公表してきたことは周知のことです。1972年には国文学界の要請により国文学研究資料館が大学共同利用機関として創設されました。その際、文部省史料館は「史料館」として組み入れられ、現在の体制に移行しましたが、その後も「国立史料館」はそれまでの機能を維持しつつ、近年では全国の史資料所在情報センターとしての役割や、アーキビスト養成のための史料管理学研修会を開催するなど、歴史学界と密接に関わって重要な役割を果たしてきたことは高い評価を得ています。

以上のような「国立史料館」設立の歴史的経緯、およびこれまでに歴史学界に多大な貢献をしてきた存在意義を鑑みると、国文学研究資料館の立川移転、あるいは独立行政法人化に伴う改組によって、「国立史料館」の運営および組織が、従来の機能と役割を損なうことなく、発展的に継承されるかどうかについて、本会では強い関心をもたざるを得ません。また、近年、各地に文書館・歴史資料館が数多く設立されていますが、史資料の保存や館相互のネットワークのなかで「国立史料館」が果たしてきたリーダー的な役割からみて、その存在形態いかんによっては、全国各地の文書館・歴史資料館などに与える影響が大きいことを危惧しております。

したがって、歴史学研究会は、国文学研究資料館の立川移転、あるいは独立行政法人化にともなう運営・組織の改変が行われる場合には、「国立史料館」がこれまで果たしてきた独自の役割・機能を十分にご理解いただくとともに、予算的な措置、館員の拡充など、従来から指摘されていた機構・組織上の欠陥を解消する方向での検討をしていただきたいと強く考えています。また、「国立史料館」の運営・組織の改変にあたっては、広く歴史学界などの意見を徴し、慎重に決定・実行されることを強く要望いたします。

1999年9月6日

歴史学研究会

国文学研究資料館  
松野陽一館長殿

## 6 要望書（地方史研究協議会）

### 要望書

地方史研究協議会は、人々の生活や文化に関する様々な史資料を、地域社会をはじめとする人類共有の文化遺産として保存・活用すべく、1950年の会発足以来、その環境整備に努めて参りました。また、史資料保存に関わる国の研究機関が独立行政法人化される動きにつきましても、保存体制への影響から、憂慮すべき事態と重大な関心を持って臨んでおります。今年3月には「研究・教育機関の独立行政法人化についての声明」を発し、安易な法人化によって、これまで培ってきた史料保存や研究体制に重大な

影響を及ぼしかねない状況に懸念を表明し、その措置に反対いたしました。さらに、10月2日には、声明との関わりで「近年の文化行政問題」と題するシンポジウムを開催し、今日の文化行政のあり方や問題について、討議いたしました。

さて、以上のような取り組みの中で、貴館に附置されます史料館の将来像に関係して要望を発するものであります。周知のごとく史料館は、1951年、戦後の混乱の中で散逸していく庶民史料の保存を計ることを目的に、歴史学界や関連する学問分野の多くの人々の要望と、これを受けた日本学術会議の設置勧告によって設置されたものであります。1972年には、国文学界の要

望と学会会議の勧告により、設置が認められた国文学研究資料館の中におかれますが、当会ではそのあり方や活動について終始大きな関心を抱いてまいりました。活動面では史料整理・保存環境などを含めた史料学の体系化に関する研究や、それらを踏まえた史料所在情報等に関する情報センターとしての機能、史料取扱専門職の養成・研修、大学院協力など、他に見られない社会的な役割を果たしていると了解しております。今日、各地に文書館・資料館などが次々に設置されているなかで、その役割への期待はさらに高まりつつあります。地域の人々の生活や文化に関する記録を、責任を持って後世に残すために、多くのものが史料館の活動に注目していると云えましょう。それは社会のよりよい記憶装置を作り上げようとする動きであり、当会の活動とも密接に関連するものであります。

国の機関の独立行政法人化においては、従来  
の活動に大きな制限が働くことも予想されます  
が、以上のような史料館の機能が限定されたり、  
変質する状況は、たいへん大きな問題と考  
えております。同様の機能を担える機関が、  
現在我が国には存在しないことをご理解頂  
き、今後その独自の機能が一層大きく発展  
するようにご尽力いただくことを強く要  
望するものであります。  
つきましては、ご高配たまわりますよう、  
よろしくごお願い申し上げます。

1999年10月15日

地方史研究協議会  
会長 高島 緑雄

国文学研究資料館  
館長 松野 陽一 殿

## 7 国文学研究資料館再編にともなう要望書（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）

### 国文学研究資料館再編にともなう要望書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称、全史料協）は、文書館・公文書館・史料館をはじめとする全国の歴史資料の保存に関わる機関及び機関に係る職員などによって組織されている団体です。わが国の文書館制度は近年ようやく進展がみられるとはいえ、依然発展の途上にあるといえますが、当全史料協は、1976年に結成以来、歴史資料を現在と後世に伝えるための諸活動を行ってきました。とくに歴史資料保存体制の確立とアーキビストの養成・制度確立については、強い関心をもって発言し、また運動を具体的に担ってきたところであり、1987年制定の「公文書館法」は、その成果の一端であります。

全史料協のめざす、わが国の文書館制度、歴史資料保存体制の確立、進展に照らし、昨今進められている国の機関の独立行政法人化問題に対しては、強く関心を持たざるを得ません。とくに独立行政法人化の対象として大学共同利用機関である国文学研究資料館とともに附属施設である史料館もその対象とされ、また立川移転計画もあり、わが国の歴史資料保存体制に影響があるのではないかと、懸念しております。

史料館は、歴史学関係諸会の強い要望によって、文部省史料館として1951年に設置されましたが、以来、近世・近代の資料を収集整理し、保存して利用に供する業務を一貫して行ってきました。この業務を通じて蓄積された理論と技法は、広く文書館界に影響をあたえ、史料管理

の発展に貢献してきたところです。近年は、史料管理学研修会、記録史料の体系化に関する研究はじめ各種の研究会によって、記録史料学の研究、またこの業務に従事する専門職員であるアーキビストの教育についても、先進的な取り組みをされてきました。

独立行政法人化、立川移転問題がどのような結果になるにせよ、これまで史料館が担ってきた史料の保存利用についての研究と実践が、後退することなく文書館界にいつそうの貢献をされることを願ってやみません。とくに史料館が進めてきた公私の史料管理・保存利用等にわたる総合的なアーキビストの養成は、わが国の文書館界にとって必要とされております。また、史料館には、近世から近現代に至る史料の保存について、全国的な視野に立った保存活動と研究が期待されています。立川移転後も史料館が、歴史資料保存利用機関として十分な機能をはたすことができるよう、要望いたします。

1999年（平成11年）10月28日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会  
会長 岩崎 純夫

国文学研究資料館  
館長 松野 陽一 殿

ほかに、同趣旨の要望書が日本学会会議会長、同第一部長、同第五常置委員会委員長、同歴史学連絡委員会委員長、日本歴史学協会委員長あてにそれぞれ送付されている。

## 8 史料館の組織改変問題について（現状の説明とお願い）（史料館教官一同）

2000年 3月14日

関係各位

国文学研究資料館史料館教官一同

史料館の組織改変問題について  
（現状の説明とお願い）

### 1

国文学研究資料館の立川移転計画に直接の端を発した史料館の組織改変問題については、日本歴史学協会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、歴史学研究会、地方史研究協議会などよりご支援をいただき、私たち史料館教官一同、心より感謝しています。

さて、立川移転計画は平成12年度より基本設計に入ることがほぼ確実となり、それにともなって組織改変問題も急速に動き始めました。去る2月2日には「国文学研究資料館組織改組(案)」と「国文学研究資料館改組の概要(案)」が事務当局から示され、ついで2月17日には「国文学研究資料館組織改組(教官部門)(案)」が国文学研究資料館長から提示されました。現在これらについて館内で検討が進められているところですが、館長ならびに事務当局は平成13年度予算概算要求の中にこれを盛り込み、早ければ13年度中にも改組を実施したいとの考えのようです。

しかしながら、これらの「改組案」には、史料館の将来のみならず日本の史料保存利用体制全体にとって影響の大きいいくつかの問題点が含まれております。そこで、私たち史料館教官一同は、「改組案」の内容とそれに対する私たちの考え方を緊急に皆さんにお知らせし、より広いご理解とご協力をお願いすることにしました。

### 2

文部省大学共同利用機関である国文学研究資料館は、事務部門である「管理部」の他、国文

部門である「文献資料部」「研究情報部」「整理閲覧部」と歴史部門である「史料館」の4部1館から構成されています。史料館は1972(昭和47)年に国文学研究資料館に組み込まれた後も、国文部門とは一線を画して独自の研究と事業を展開してきました。しかし組織上はあくまで国文学研究資料館の「付属施設」に過ぎず、予算などの面でも一段と低い位置に置かれています。なお教官組織は、史料館を含め合計17の「室」(小講座)に編成されています。

以上の現状に対し、今回の「改組案」では次のような点を骨子とする提案が示されています。

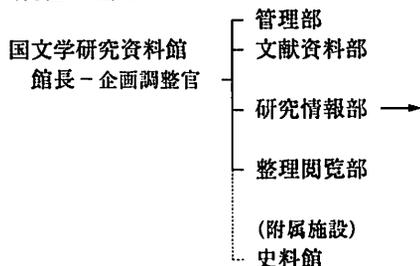
- ① 大部門制の導入
- ② 国文部門と歴史部門の一元化
- ③ 事務組織の一元化
- ④ 「図書館」の設置

①の大部門制の導入は、教官組織を現在の「部-室(小講座)」体制から「研究系-研究部門(大講座)」体制に再編するものです。また②の国文部門と歴史部門の一元化とは、史料館を付属施設ではなく、国文学研究資料館の内部組織として一研究系に位置づけようというものです。

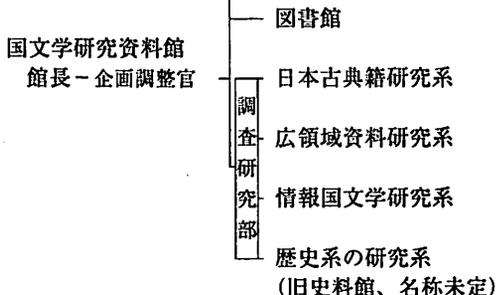
具体的には、「日本古典籍研究系」「広領域資料研究系」「情報国文学研究系」「(歴史系の研究系=旧史料館、名称未定)」の4研究系と、その下に9研究部門を置くことを提案しています。各研究系のトップは「研究主幹」と呼ばれ、これが実質的に部長の役割を果たすことになるようです。

次に、③の事務組織の一元化では、これまで国文部門と歴史部門とが別々に行ってきた図書や史料の閲覧ならびに情報サービスが管理部の下に集中化され、担当課として「情報サービス課」が置かれます。この閲覧ならびに情報サービスを行う窓口が④にあげた「図書館」です。「改組案」によれば、図書館には専任職員は配

(現在の組織)



(改組案)



置しないで「情報サービス課」が運営を担当することになっています。

### 3

私たちは、国立大学や大学共同利用機関を覆っている組織改革の波や、さらには現実味を帯び始めた独立行政法人化への動きの中で、国文学研究資料館が大部門制への転換を図ることによって組織を維持発展させようとしている点については、基本的に賛成しています。問題は史料館の位置づけです。これについて国文学研究資料館長は、史料館がこれまでの「付属施設」であり続ける限り、大部門制への転換も事業の拡充もあり得ず、逆に今後は予算が縮小されて「ジリ貧」の道しかない、と言っています。それを避ける唯一の方向が、史料館を一研究系として国文学研究資料館の下に「一元化」することだというわけです。

史料館は、これまで①記録史料に関する文書館機能と情報センター機能、②史料学・史料管理学に関する研究機能、③アーキビストの教育・研修機能を3本柱として、研究と事業の発展に努めてきました。従来は、近世・近代を中心とした歴史記録史料に重点が置かれていましたが、デジタル・アーカイブやビデオ・アーカイブズの登場に見られるように、記録史料と文書館の世界はどんどん新しい領域に広がりつつあり、今後は電子情報記録をも視野に入れた、より総合的なアーカイブズ・サイエンス（記録史料学）が求められると予測されます。このような観点から、史料館では従来の近世・近代史料を中心とした研究・情報機能の拡充に加え、アーカイブズ・サイエンス研究のナショナル・センターとして新しい役割を担うべく、また総合文書館としても未開拓の分野を切り開くべく、独自の21世紀ビジョンを構想しているところで

す。このビジョンを、私たちは単に史料館の「生き残り作戦」や「独立化構想」として考えているわけではありません。大切なのは、21世紀日本の記録史料保存体制（アーカイブズ・システム）を構築する上で、いかなるナショナル・センターが求められるのか、という観点です。その点から考えても、私たちはやはり将来はアーカイブズに関する独立の国立研究機関を設置することが必要だと思います。そして、仮にそのような独立の機関が設置されることになれば、史料館は母体の一つとしてその中に入り展望を拓いていきたい、史料館の組織問題に関する私たちの最終的な希望は、そこにあります。

しかし、そのためには学界や文書館界を中心とした幅広い、かつ息の長い運動が不可欠です。現在のような状況では新しい国立機関の設

置がすぐに実現する可能性はほとんどないと言わざるを得ません。したがって私たちは、当面する改組問題に対しては、上記のような将来的な希望を持ち続けつつも、現在の数少ない選択肢の中で史料館の21世紀ビジョンの実現に少しでも有利な道は何かという観点から、現実的に対処する以外にないだろうと考えています。

そのような考え方に立って、先ごろ私たち史料館教官一同は、高木俊輔史料館長の名前で松野陽一國文学研究資料館長に対し、別紙のような要望書を提出しました。この要望書では、今回の「改組案」について3点の修正を求めています。私たちとしては、この3点の要望が認められるならば、国文学研究資料館長のいう「国文部門と歴史部門の一元化」の方向を受け入れざるを得ないという判断ですが、もし認められなければ、これまで通り「付属施設」であり続ける選択肢も含めて、もう一度対応を考え直す必要があると思っています。

関係各位におかれては、以上のような私たちの考え方と行動をご理解いただき、今後ともさまざまな形でご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

（別紙）

平成12年3月6日

国文学研究資料館館長 松野陽一様  
史料館長 高木俊輔

### 「国文学研究資料館組織改組（案）」についての意見と要望

史料館教官一同は、平成12年2月2日付「国文学研究資料館組織改組（案）」に添付された「国文学研究資料館改組の概要（案）」ならびに平成12年2月17日付「国文学研究資料館組織改組（教官部門）（案）」について、議論を重ねてまいりました。その結果、以下のような意見と要望をまとめましたので提出いたします。

私たちは、これまで史料館が実施してきた情報機能、研修・教育機能、研究機能、を今後も継続、発展させたいと願っており、それは歴史学界、文書館界の要望でもあります。

#### 1 「国文学研究資料館組織改組の概要（案）」についての意見

（1）「研究組織を集約化し、社会の変化や要請に機敏、かつ重点的に対応することが出来るための組織（大部門制の導入）が必要」という点については、基本的に同意します。

私たちも史料館のさらなる発展のために、大部門制を実現して組織と機能の拡充を図りたいと考えています。各部館それぞれが

新ビジョンを考え、それらを踏まえて改組案がまとめられることが重要であると考えます。

- (2) 「改組のポイント」に「国文と歴史部門の一元化」をあげるのであれば、やはり「改組の必要性」の中に、「一元化」によって何をめざすのか、少なくともその意図するところを記しておくことが求められるように思います。松野館長は1999年9月10日付の史料館長宛の「回答書」において、「(国文と歴史の両部門が) 日本研究のための基盤資料整備を協力して進めること、共同研究の可能性の追求は現実に国内外の研究者の要望もありますし、第三者への説得性にも見通しがありました。しかし、館内で徹底した合意に到るにはかなりの時間を要します。従って根底から全体を積み上げ直す意で(「一元化」ということばを)用いることは断念します」と記されています。私たちも、独自活動が維持できなくなる形での組織改革には容易に賛成することはできません。

しかし、国文部門と歴史部門とが組織上・機能上の独自性を保ちつつ共通にめざし得る方向はあるだろうと思います。たとえば資料調査論、資料管理論、資料保存科学などを中心にした「人文資料学」とでもいうべき分野が考えられます。

- (3) 「事務組織の一元化」については大筋として理解しますが、史料館教官の担ってきたアーカイブズ研究(史科学・史料管理学)、ならびにそれに伴う各種事業は、事務部門の仕事とされている史料の管理や情報サービスと極めて密接に関わっており、簡単に切り離すことのできない性格のものであります。史料館の教官部門と事務部門とが一体的に活動できる組織体制を維持すべきと考えます。

## 2 「国文学研究資料館組織改組(教官部門(案))」についての意見

- (1) この「改組案」では、「史料館」の名称を廃して「〇〇研究系」に変更することが求められています。これまで史料館が国文学研究資料館のなかにあっても独自の活動・事業を展開してくることができた理由の一つには、対外的にも「史料館」という名称によって、一定の独自性をもって活動してきたことがありました。たとえば、史料管理学研修会をはじめとして史料所在調査、史料収集などの対外的事業を進める際に、これらの活動があくまでも歴史部門の事業であって国文部門のそれとは異なることに

ついて、他機関・史料所蔵者などからすみやかな理解を得られました。改組後に史料館が「調査研究部」に属する「研究系」のひとつに位置づけられて「国文学研究資料館調査研究部〇〇研究系」という名称に変更した場合、歴史部門が「国文学」という名前の下に今まで以上に深く埋もれ、活動の独自性がアピールできなくなることを危惧しています。

- (2) そもそも「研究系」は、学間に対する社会の多様で流動的な要請に応えるため、研究の学際性と柔軟性とを一段と高めることを意図して設けられた新しい組織形態です。「研究」の側面に限っていえば、これは確かに一つの有効な方法かもしれませんが、しかし、アーカイブズ研究(史科学・史料管理学)を共通の研究課題としている史料館では、記録史料の調査・収集・整理・公開、記録史料に関する情報サービス、アーキビストの専門教育といった、いわゆる「事業」を、単なる研究成果の社会還元としての「事業」ではなく、まさにアーカイブズ研究の「研究」実践そのものとして位置づけています。「研究」が「事業」と有機的連関を持ちつつ展開することが必要であります。

- (3) 現在、史料館は独自に史料管理と情報提供のための情報閲覧室を有し、専属のスタッフによって利用者に情報のサービスを行っています。しかし、「改組案」では図書館(実質的には管理部門)のなかに史料館の史料管理・情報サービスの機能が包摂されることになると推測されます。史料館は史料管理学の立場から、文書館と図書館の違いを明瞭に主張してきたところであり、全国の史料保存機関にも影響を与えてきましたので、図書館とは別の史料管理部門が必要と考えます。

また、改組案では、情報提供や史料管理に関する行為が教官部門の責任体制から離れることになりかねません。保存のために、史料館の史料収集、整理(目録作成を含む)、保存管理、情報提供は、研究の裏付けをもって行われているのであって、教官の研究・業務との一体性が保持される必要があります。

## 3 要望

以上の意見にもとづき、次の三点について要望いたします。

- (1) 「国文と歴史部門の一元化」を改組のポイントとする以上、内部組織の一元化を図るだけでなく、館の名称も例えば「人文資料科学研究センター」といったような「国文

と歴史部門の一元化」を表現したものに変更することを要望いたします。

- (2) 史料館を「〇〇研究系」に改組する案では、前述のように史料館が独自の研究・事業を維持・発展させる上で大きな支障が発生することが予想されます。史料館が独自に活動を展開しやすいような改組のアイデアが必要です。「改組案」のように研究系を教官組織の中核に据えつつも組織上のまとまりとして「調査研究部」を残すのなら、国文学部門の調査研究部（たとえば「国文学資料研究部」）と歴史部門の調査研究部（たとえば「歴史資料研究部」）の二研究部制にすることを要望します。
- (3) 史料管理、情報サービスのあり方について史料館では、図書館の方式とは異なるアーカイブズ（文書館）方式を取っています

ので、図書館とは別組織の閲覧・史料管理機構「史料館」を設け、史料館教官の管理責任（館長の史料館教官併任）の下で行うこと、また現在の情報閲覧室の機能を実質的に保持するため、史料管理係を置き史料管理や閲覧サービスに当たらせることを要望します。

「史料館の組織改変問題について」の送付先：日本学術会議第五常置委員会委員長、同歴史学研究連絡会委員長、日本歴史学協会委員長、同史料保存利用特別委員会委員長、同国立公文書館特別委員会委員長、歴史学研究会、日本史研究会、歴史科学協議会、地方史研究協議会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会など

## 9 国文学研究資料館組織改組の概要について（中間まとめ）（抄）

国文学研究資料館組織改組の概要について  
（中間まとめ）

国文学研究資料館

移転問題検討委員会及び将来構想委員会

平成12年6月

### 目次

- I. 国文学研究資料館研究体制の整備について ..... 1頁
  - II. 国文学研究資料館事務組織の一元化について ..... 2頁
  - III. 国文学研究資料館改組の概要（案）… 3頁
  - IV. 国文学研究資料館組織図（案）…… 4頁
  - V. 国文学研究資料館 新研究組織における研究・事業の概要（案）…… 6頁
  - VI. 組織及び定員振替等一覧（案）…… 10頁
- I. 国文学研究資料館研究体制の整備について（「室」制から「部門」制への改組の必要性）
    1. 国文学研究資料館は、昭和47年設置以降、他の大学共同利用機関とは異なり、国文学関係資料の調査、収集、整理、保存及び提供を行うため、教官と事務官等が一体となった「室」（小講座制）を編成している。
    2. 当館では、この「室」制のもと、設立後28年間で全国各地に散在する国文学資料を約28万点調査し、そのうち約16万点をマイクロフィルム等で収集してきた。  
当然ながらこの調査・収集量は日本随一で

あり、多くの大学等の研究者が当館で集積した資料や書誌所在情報を有効に活用することで、書誌学的・文献学的な研究の深化が図られたことは言うまでもない。

3. 当館は、

① 日本古典籍（古代～明治中期）のテキストアーカイブのナショナルセンターとなること。

② 世界中の日本学研究者が利用できる、日本独自の人文系データベースの作成と資料研究の中核になること。

が学界、研究者等から強く求められているところであり、これを実現していくことが当館の使命である。

この実現のためには、研究と事業のバランスがとれて初めて達成されるものであり、研究より事業の比率が高い現在の体制のままでは、大学等から有能な研究者を確保することが難しく、十分な調査・収集活動、また、的確にして有効な情報提供活動も期待できない。

更に、国内外の多くの研究者から、国文学研究の牽引役として、「これまで学問上の未開拓・未成熟な領域に係る調査研究の推進」、「国文学情報の電子化の推進」及び「史料管理学に関する研究体制の整備」等の研究活動を積極的に推進し、研究内容を高度化することなど、当館が国文学研究機関の中核的研究拠点として資料や書誌情報の提供にとどまらず、研究情報の発信機関となることが強く求められてきている。

4. そこで、「室」制となっている現行組織を改組して正式に研究部門（大部門制）を設置し、他の大学共同利用機関と同様に研究活動を強化し、優秀な研究者を集めて、研究と事業とが両輪となった機関として生まれ変わらなければならない。

このことは、自己点検・評価報告書「国文学研究資料館 現状と課題－事業と研究の間－」（平成6年5月刊行）、国文学研究資料館外部評価委員会（中間）報告書（平成8年6月刊行）等においても示されており、研究組織の改組は当館にとって、喫緊の課題となっている。

研究対象範囲の拡大等によって質的にも、量的にも高度化、増大する研究資料について、限られた人員の中で効率的・効果的に新たな研究活動を推進していくためにも、現在の「室」制を「大部門制」に集約・合理化を行い、多数の専門研究者の共同研究、共同作業により、社会の変化や時代の要請に即応できる研究活動を推進するための研究体制を早急に整備する必要がある。

5. 更に、この「大部門制」への改組によって、
- ① 特定の研究期間を設定して集中的に研究活動を行うことで、人事上の活性化が図られる。
  - ② 多数の専門研究者を包括することにより、総合的な視点をもって専門的研究が可能となり、新しい研究課題の開拓が期待できる。
  - ③ 関連した分野を統合して「大部門制」にするため、教官相互の研究協力体制が得られ易くなるとともに、意思統一が確実かつ容易となり研究活動が迅速に行われる。
  - ④ 若手の助教授、助手などを共同調査・研究に参加させることで、互いが切磋琢磨することにより、高度な研究知識と視野を持った研究・事業の責任者を養成できる。
  - ⑤ 時代の要請に即応した研究体制がとりやすく、共同研究の進展が期待できる。
  - ⑥ 研究活動が活発化・深化し、魅力ある研究機関として生まれ変わることで、世界中の優秀な研究者を確保することがより可能となり、更に高度な研究が可能となる。
- など、「大部門制」の導入によるメリットが大であると考えられることから、早急に「室」制を「大部門制」に改組する。

## II. 国文学研究資料館事務組織一元化について

1. 国文学研究資料館は、昭和47年設置以降、他の大学共同利用機関とは異なり、国文学関係資料の調査、収集、整理、保存及び提供を行うため、教官と事務官等が一体となった

「室」（小講座）を編成しており、管理部以外の事務官は、各研究部の各室等に配置され、その各室等の業務についてのみ責任を持ち、研究者の行う事業の事務的な支援を行ってきたところである。

2. このことは、結果として相互の連絡調整や、相互協力が十分ではなく、また各室等を越えたプロジェクト事業を行う際には、その事業を支援することが出来ない状況となっており、マンパワーを有効に活用しえない体制となっていた。
  3. そのため、今回教官組織の見直しに合わせ、事務組織についても、各室等に配置されている事務官を廃し、研究者が行う研究や当館が行う事業を支援するために、新たに「事業課」を設置するとともに、整理閲覧部に置かれていた情報サービス室を研究組織から切り離し、「情報サービス課」を設置することとする。更に管理部門である庶務課、会計課を統合し「総務課」を設置することで、管理部を「総務課」、「事業課」、「情報サービス課」の3課体制とし、管理部長のもと、事務処理の一元化、効率化を図り、館全体の研究・事業に対し迅速に教官を支援する体制を強化したい。
  4. なお、今回の教官組織の見直しにより、研究未開拓もしくは開拓されて日の浅い、明治前期の文学作品の研究を行う「近代資料研究部門」や、寺社資料、日本漢詩文学資料、絵入本の研究、更に在外日本典籍資料等の研究を行う「広領域研究部門」が置かれることとなるが、特に「近代資料研究部門」が研究対象とする近代資料は、これまで当館の研究対象の中心であった古代から江戸時代までの約千二百年間に著作・刊行されたと考えられている約百万点の資料の規模と同規模と見込まれるくらい膨大な量である。また近代資料は酸性紙が多く用いられていることから、資料の劣化、滅失の危機に晒されており、貴重な資料を後世に残していくためにも、当館が早急に調査と資料保存の対策を講じる必要があるものである。
- 更に、中国、朝鮮、台湾などいわゆる旧日本植民地においても、膨大な日本文学資料が保管されていることが判明しており、これらの研究は緒についたばかりである。これら海外に保管されている資料の研究の進展は、政治情勢によって左右されるものであり、今日やっとその研究がスタートしたところであるが、いつ打ち切られるか分からない情勢でもある。そのため、これらの資料は可能な限り早急に調査研究を推進していく必要がある。
5. このように新たに開拓すべき分野や重点を

において緊急に取り組むべき地域等を含め、資料を調査収集し、全世界の国文学研究者に対し優良な国文学情報を提供していくためには、本来事務官を相当数増員し、これらに対応する必要がある。このことについては教官からも強く要望されているところであるが、今回事務組織について、各室等に配置されている事務官を廃し、事務処理の一元化、効率化を図ることとしていることから、増員を図ることなく、現定員の中でやりくりすることで最大限のマンパワーが発揮できるよう事務組織を改組する。

社会の変化や時代の要請に即応できる研究活動を推進することができるための研究体制を早急に整備することが必要。

- ・ 未だ未開拓領域と位置付けられている明治前期の資料研究や、中世の「寺院 (= 大学)」の注釈学・音声資料の研究、日本人著作の漢詩文の研究、絵入本の美術史学との学際的研究を推進していくことが必要。
- ・ 在外日本古典籍資料の研究のための外国人研究者の育成及び研究交流の活性化、国際化への対応を推進していくことが必要。
- ・ 国文学情報の電子化の推進が必要。
- ・ 史料管理学に関する研究体制の整備が必要。
- ・ 事務組織を一元化し、事務の効率化を図るとともに、研究者が行う研究・事業への支援体制の強化を図ることが必要。

### Ⅲ. 国文学研究資料館組織改組の概要 (案)

1. 改組年度：平成13年度
2. 改組の必要性
  - ・ 研究組織を集約化し「大部門制」を導入し、

### 3. 改組の概要

#### 【研究組織】

現 行

- ・ 3 研究部 (13室)
- ・ 1 附属施設 (史料館) (4室)



改 組 後

- ・ 1 調査研究部：3 研究系 (7 大部門)
- ・ 1 附属施設：(史料館) (2 大部門)

#### ※改組のポイント

- 大部門制の導入
- 研究活動の強化  
(助手定員の教授定員への振替)

#### 【事務組織】

現 行

- ・ 1 部 2 課  
(管理部：庶務課、会計課)
- ・ 研究部付事務組織  
(整理閲覧部情報サービス室、  
外室付事務官)



改 組 後

- ・ 1 部 3 課  
(管理部：総務課、事業課、  
情報サービス課)

#### ※改組のポイント

- 事務組織の一元化、効率化
- 研究・事業への支援体制強化  
(事業課の新設)

### 4. 定員

区 分	現 行	改 組 案	増 員
館 長	1	1	0
教 官	37(6)①	38(6)②	1①
事 務 系	39	39	0
計	77(6)①	78(6)②	1①

( ) は客員部門、○は外国人研究者で外教

[増員内訳]

- ・ 広領域研究部門の整備  
(教授 1 名)  
(外国人客員助教授 1 名)

V. 国文学研究資料館 新研究組織における研究・事業の概要（案）

v 史料館

主として近世・近代の記録史料について調査・収集し、その記録情報資源の全体（アーカイブ）を史料学的に研究する。史料を作者に視点を置いた古文書学的に研究するだけにとどまらず、史料を群としてもしくは個々に授受・作成・保管される「場」に視点を置いて構造論

的に研究を進めていく。その上で全世界の史料研究者への研究支援のため、海外を含めて全国各地に所在する史料の所在情報をはじめ、記録情報資源の電子化を推進し公開する。また、劣化損傷の恐れのある史料の物理的保護・修復のための史料管理学（文書館学）に関する研究と実践を行い、研究者に情報提供するほか、記録史料を保存・活用する専門職員としてのアーキビスト養成のための研修会を実施する。

○史料学研究部門

研 究	事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録史料学に関する研究</li> <li>・記録史料情報学の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近世・近代史料の調査、収集、及び目録作成</li> <li>・史料研究情報の収集・整理・発信</li> </ul>

○史料管理学研究部門

研 究	事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録史料管理学の研究</li> <li>・記録史料保存学の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史料管理学研修会の実施</li> <li>・内外史料保存機関との協力 (史料保存機関の情報収集と協力体制の推進)</li> </ul>

\*特色

以上、研究・事業とも予算要求と結果責任は「系」がとりまとめるが、各プロジェクトには

研究者が系・部門を離れて参加し、柔軟な編成が行われる。